

## ヒジャーブ情報@日本の高校

(2015. 2月現在)

※皆さんから寄せられた日本の高校でのヒジャーブについての情報を、日本列島を北から南の順に縦断して掲載しました。

これらは皆さんから集まった体験談やアイデアであって、こうしなければいけないとか、こうすれば必ず成功するという保証のあるものではないことをご了承ください。



### 福島

#### ◆Sさん

我が家の場合。

高校受験時、主人に女子校しかダメだと言われ、唯一の市内女子校（私立）を希望しまして。校長直々に推薦入試を受けるように、と言われ、推薦入試を受けました。その際担任が「念の為に（後でゴタゴタがないように）服装や食べ物のことを申し送りしておこう」と言ってくれました。学校推薦入試（※この高校は自己推薦入試もあります）の前に、「入試当日、理事長と校長がいろいろ保護者から聞きたいので、保護者も来て下さい」と言われ、当日私（母親）は理事長室で理事長と校長に会って、いろんな質問をされました。

服装の件は、「できるだけ他の子達と違う格好はさせません。ヒジャーブは黒（髪の毛と同色）、制服はそのまま着ます。夏は半袖シャツの代わりに長袖を着させていただきたいです。足は制服スカートとズボンでおねがいします。ズボンの色は中学では制服のスカートに合わせて黒ですが、目立たなくするために肌色のスラックス（※医療系の職員がよく履いています）を探して履くことも出来ます」と説明しました。他に食事の件は、ほぼクリアでしたが…前述の服装の件の時、理事長が「我が校は校内行事の際は素足です。ソックスも履きません」と言うのがひっかかっていたのですが、終始なごやかに会話が済み、好印象だったので、あとはドゥアーのみ、とっていました。

正午に合格発表になるという、合格発表日の午前9時頃。中学校から電話がありました。「高校の校長から、『スカートとズボンはどうしても外せないのか』と質問が来ました。すぐ回答が欲しい、ということなので、これからお宅（我が家）に学年主任と担任が行きます（中学は家から車で3分ほど）。ちょっと考えていて下さい」中学の学年主任と担任が到着。「どうしますか？」と聞かれて、とても悩みましたが、「外せません」と答えました。

合格発表は、不合格でした。理由を聞いたら「総合的な判断です」の一言だけでした。

不合格の知らせの後、担任は娘に「君が試験の休憩時とかにフラフラしていたんじゃないのか？それで減点されたんじゃないのか？」と言ったそうですが、娘は緊張のあまり、席からは全く動いていない、私はヘンなことはしていない、と言っていました。後で他のクラスの子達から「あの高校は黒ぶちメガネの子を落とす、って有名だから、みんな入試のためにコンタクトを買って受験する」と聞いて、娘はショックを受けていました。「確かにもう1人同じ中学から受験して落ちた子も黒ぶちメガネだった」

その後同校の一般入試も受けました。今度はコンタクトをして挑みました。不合格でした。やはり「総合的な判断です」と言われたそうです。詮索・憶測はいけないと知っていますが。同じ中学の、校長推薦がもらえるほど成績が良くなかった（というか、合格も怪しかったらしい）地元会社の社長の娘さんは一般入試で合格しました。

「そういうこと」なんだと思います。

留学生も年に数人いるような女子校で、当時もネパール人女子が留学生として在籍していました。みんなと同じ素足に制服でした。修学旅行が海外旅行で、マレーシアにも行ったこともあるような女子高でしたが、「学校の規則は揺るがさない」のがポリシーだったようです。…だったら学校推薦入試の際に言ってくればよかったのに、って。二度も落とされた娘の気持ちを察して欲しいです。受験料だって計6万だったかな？無駄に払ったようなものです。

高校受験は2009年2月でした。不謹慎ですが、2011年にこの高校の理事長が亡くなったので、もしかしたら今は少し緩くなったかもしれません。「負け犬の遠吠え」みたいですが。福島県では一般的に公立校の偏差値が私立校より上です。勿論公立もピンキリですが。だからSさん(福岡)のコメントを拝読して納得していました。

唯一の女子高受験に落ちて、中卒には絶対にしないようにおねがいます、と担任の説得で、月1, 2回のスクーリングがある県立高校通信課程に入学しました。ここは制服がない、というのも理由だとは思いますが、スカーフを付けても何を着てきて構わない高校でした。

\*-\*

## 栃木

◆Hさん:

私の通っていた女子校は、歴史のある学校ですが、制服は開校当初からほとんど変わっておらず、校風や制服にとってもこだわり(スカート丈は膝まで、白ソックス、カーディガン禁止など)のある学校でしたので、少し苦勞しました。

ヒジャーブの相談をし始めたのは、受験の少し前からです。元々うちは、女子校以外はだめという前提があり、家から通える範囲では二校しか無かったのですが、何が何でも許可をもらうという勢いでした。

母が高校に問い合わせた時は一度断られ、その後教育委員会に働きかけました。何度か話し合った結果、やっとヒジャーブや、黒いタイツを履くこと、夏の半袖の制服は着ずに中間服(長袖ワイシャツにベスト)のままで過ごすこと、夏のベストは暑いので、薄い生地ですっきり作った物を着ること、夏の体育も長袖を着ることなどを許可してもらえました。

やはり、理解してもらえるまで話し合う事が必要だと思います。そして、話し合いなどは少し早めに始めた方が良いと思います。事前にそうしたことが解決されていれば、受験をするお子さんのやる気も違ってくると思います。私は、母のそうした努力を見て、感謝の気持ちと共に、絶対に受かるぞという気持ちで頑張れました。

\*-\*

## 千葉



私立中学はヒジャーブはダメか条件付で OK というところばかりだったので、中学受験はあきらめました。最近グローバルが叫ばれているので、6 年前にダメと言われた中学も今は許可しているところもあるかもしれません。ちなみに中学で尋ねたところは慶應湘南藤沢、公文国際、湘南白百合、広尾学園、渋谷教育学園渋谷、横浜英和女学院などの中高一貫校です。

高校は県立横浜国際、県立神奈川総合、私立では桐蔭学園、かえつ有明、関東国際、法政女子、横浜隼人、東京高校、多摩大付属目黒は OK。日本女子大付属はダメ。横浜翠陵はヒジャーブは OK だけど制服の異装はダメでした。それぞれの学校でヒジャーブ以外の対応はまちまちです。

上記の学校に関して受験を考えていらっしゃる方や個々に知りたい方はお知らせくだされば私の知っている限りでお応えします。ただ先ほども書きましたが、対応が変わった学校もあるかもしれないので、ご自分の行きたい学校には必ず学校説明会などに参加して対応について確認してください。以前はヒジャーブ OK でも方針が変わってダメになったところもあるかもしれません。

うちの娘は普段からヒジャーブをつけていたので、受験前に学校説明会でヒジャーブその他の対応について確認してから受験しました。出願の写真にもヒジャーブをつけた写真なので、私立の場合はヒジャーブダメの学校なら成績がクリアしていても合格できないこともあり得ると思います。

昨年高校受験した次女の場合は、私立高校は桐蔭学園だけ受験しましたが、夏の学校説明会の時に確認してヒジャーブ OK だったので出願しました。出願後、受験前に電話があり、ヒジャーブ以外での対応の要望について聞かれました。こちらが出した要望(必要最小限)については学校側も許可できるということで、受験し合格もしました。

学校側からの対応要望について聞かれた時にあまり細かいことを言うと、学校側も許可できないこともあるのかなと思います。双方が納得、あるいは妥協できなければ受験をあきらめるか、受験しても合格は難しいのではないかと思います。

公立の場合は成績が基準点をしっかりクリアしていれば不合格になることはまずないと思いますが、私立の場合は筆記試験の他にも面接のある学校もあるし、ボーダーラインはけっこう幅があつたりしますので、生徒数が集まらないなど経営に困っている私立は別ですが、人気があつて受験数の多い私立の場合は基本的に「学校の方針に従えないご家庭の方はご遠慮ください」という態度のところもあります。合格したら「学校の方針に従います」という同意書を提出しますので、その時点で色々な要望をだしても許可できませんと言われて妥協するしかないこともあるかもしれません。あるいは妥協できなければ合格できても入学辞退になるか。なので、確認してから受験することをお勧めします。受験料もムダにならないように。一応、私も昔カトリック女子高の教員だったので、経験をふまえて。

ちなみに、うちの娘が通っている県立横浜国際高校は第二外国語を 6 言語の中から選択できますが、全国の公立高校で初のアラビア語の授業を導入した学校です。また、今年度から SGH(スーパーグローバルハイスクール)に認定されました。英語のレベルに関しては神奈川県立高校では一番です。アラビア語の他にも異文化理解、地域研究(アラビア語圏)の授業も選択できます。今のところ、修学旅行もマレーシアでイスラームにも理解があります。帰国子女受け入れ校にもなっているので、海外経験豊かな生徒も多く、ヒジャーブしていても奇異な眼で見られることもありません。ムスリムも何人かいます。英語や語学が好きなお子さんには絶対にお勧めの学校です！ アラビア語選択者は春休みに姉妹校交流でモロッコへの語学研修にも参加できます。制服はブレザーだけです。ブレザーを着れば、その下は私服で OK です。夏はブレザーもなし。ナンチャッテ制服を着ている生徒と完全私服の生徒が半々ぐらいです。男子より女子の方が多く、5 クラスのうち 2 クラスは女子クラスです。

## 静岡

◆Aさん：

我が家の長男が今、中3です。まだ合格発表前ですのですし、通っているわけではないので、ここに書くのに躊躇しましたが、情報が必要な方がいらっしゃると思い投稿します。できれば息子が、無事入学出来るようドゥアをお願いします。

今回、今考えれば、アッラーからのお導きだと感じますが、勉強よりスポーツが得意な息子が他校の内定をやめてこちらを選びました。静岡県浜松市にあるオイスカ高校です。こちらの学校は26年度の留学生は13%いて、学校母体が国際NGOで、特に東南アジアの各地区で活動しているため、東南アジアからの留学生も多くて、修学旅行にあたる研修旅行がインドネシアなどになりますので、イスラム教にもとても理解があります。ちょうど一昨日親子面接をしましたが、先生の方からお祈りやラマダーンの断食の話をして下さり、サフルの準備、おにぎりですが、作っていると聞きました。ヒジャーブをした私を誰も驚きませんでした。

お昼は食堂で頂きますが、色んな宗教に合わせて、もちろんアレルギー対応もしています。寮があるので、サフルの話になったのですが、夜遅くまで勉強出来る環境も整ってます。留学生も皆、寮生活していて、どの部屋にもいますので、英語なども常に使える環境ですし、お祈りも一緒に出来るかもしれません。インシャアッラー。息子も寮生活体験をして、とても楽しかったそうです。

ここの学校は学力のみで判断されるのではなく、特色を理解される方なら入れると思います。ボランティア活動や田植えなど農業など体験活動があります。将来海外で働きたい人や人の為に働きたい人を育てているそうです。進学も国際関係学部が比較的多かったです。

ヒジャーブや制服の件は、私は息子でしたので、確認していませんが、ヒジャーブの留学生の写真は見たことがあります。日本人のムスリマは今までいなかったかもしれませんが、イスラム教の理解があるので、大丈夫じゃないかと思います。もし興味ある方は直接聞いてみてください。

寮がありますので、たくさんの日本人ムスリムがあつまればいいなあと思います。もちろん通う事もできます。浜松駅からバスで30分です。外国人ムスリムの子供達も入りやすいのではと思います。ぜひ、HPなど、みてみてください。来年度入学の説明会が、1月にまだあります。私立ですので、併願校にも良いかもです。全国各地から生徒がいます。

## 名古屋

◆Mさん：

私の長女、高校1年生と次女、中学3年生は、名古屋駅前にある公立の帰国子女を受け入れている小学校に通ってから、南山大学の付属の帰国子女受け入れ校、南山国際中・高校に通っています。

校則では、標準服という制服に準ずるものはありますが、基本服装は自由、女の子は水着になるのに抵抗があれば「水泳」を休んでも成績に反映することはありません。

カソリックの学校ですが、今迄も何人かのムスリムを受け入れているので、遠足や修学旅行、学校でのお友達との茶

話会から打ち上げまでムスリムであることを理解してくれる環境にあると感じています。

私の場合は学校の校則もそうですが、子供達が共に学ぶ仲間や保護者の理解度も重視しました。海外滞在経験のある家族が多く、「イスラーム」「ムスリム」「ハラール」に関して理解があり、助かっています。

その他には、名古屋大学付属なども制服に規制がゆるかったり、宗教の無い女子校などもあります。

## 福岡

◆Sさんより：福岡のNちゃん(高校三年生)：

おかあさんと一緒に高校説明会に出かけた時に、二人共ヒジャブを被っていて、そのままOKだったそうです。ヒジャブはOKでしたが、その高校(公立)は、制服にはちょっと苦労したようです。半袖を長袖を着るのはダメとか。なので半袖を着て、下から長袖のシャツなどを着る分には問題なかったとかいろいろだそうです。

◆公務員勤務の方のアドバイス：

学校の制服や校則は進学校ほどゆるく、学力レベルが下がるほど厳しくしている傾向にあるそうです。また、こちらからあれはダメこれは着れないというよりも、「制服は着る」というあくまでも学校側の校則、ルールには従いますという姿勢が大切で、制服を着ている分にはそれ以上は注文を言うことも少ないとのこと。なので上記の方のように、制服を着る＝半袖の時期には半袖を着るという姿勢で、学校側のメンツを保った上で、必要なことについて、交渉されると良いでしょうとのことでした。参考になりましたら幸いです。

◆福岡県庁在勤A.Yさんより：父親が小学校の教職員でした。また、4児の父です。そのため、学校と交渉する立場も交渉を受ける学校の立場も両方分かると言えると思います。福岡ではムスリムの子弟の教育のサポートをボランティアで小規模ながら、ぼちぼちしています。福岡マシドスクールの中高生の先生をしています。それはマシド運営側の依頼を拝しているところです。そのため、ムスリム子弟の受験や高校での情報は入りやすいです。本業の公務員としてはよく地方自治行政法務の勉強会に自治体を超えて参加しておりまして、行政側の本音や基づいている法律とその解釈を知っている方だと思えます。その立場から説明していきたいと思えます。

・公立高校と私立高校の違い―「お役所」の公立、「校風」の私立―

一般的には公立高校は県や市の申し合わせ事項や内規などで決まっている範囲内で交渉となります。「お役所」の側面があります。

私立は学校独自目指すところ(=「方針」)の人物像や学校のブランドイメージ、つまり、「校風」というものがあります。それで人格評価して入学を決める人格主義の側面があります。ここで言う人格は「校風」を体現する人格のことで、学校側が望ましいとする人物像のこと。服装なら学校が望ましいとする人物像の服装に合致するかがポイントとなります。だから、私立は「交渉は厳しい」となりますが、もともと、「校風」に合致するかどうかの人格主義で、成績＝実力があっても「校風」に合致しないものは認めず、交渉の余地がないということになります。

私立の理屈としてはスーパーマーケットの買い物のように、好きな高校を選べばいいので、うちを選ばなくてよいというもの。なので、うちを選ばなら、「御宅のコダワリ」を捨てて「学校の方針」にあわせてもらわないとなります。逆にイスラーム許容の「校風」＝だったらOKで交渉すら必要ないし、至れり尽くせりとなります。

・公立高校の入学前・入試前にイスラームの規定(服装・食事・礼拝等)について話してよいかどうか？

家庭の方針によるが、一般的にしたほうが良いです。

合否に影響を与えない上、自分勝手と思われない範囲では学習主体性と計画性を評価されやすい（大学に合格しそうな人格）と思われるので、逆に好印象だからです。コネ合格はないので好印象だから合格するわけではないですが、入学後生活しやすいだろうと思われます。

ちなみに、公立高校は高偏差値であればあるほど実力主義、低偏差値であればあるほど人格主義の要素が高まる＝校則とその解釈は厳しくなる傾向があります。

公立のうち、高偏差値校であればあるほど、将来、大学に合格する可能性の高い客観的指標である入学試験の成績で入学を決め、中学校の担任達の主観に過ぎない内申点は全くと言っていいほど参考にしないものです。（注釈1）というのは、大学に合格する子が欲しいからです。逆に内申点に重点を置く公立高校は、概して校則の解釈や検査を厳しくして生徒の管理をする必要がある高校です。そういう高校は中学の内申点が高い秩序を守る生徒をできるだけ多く欲しいというのが本音です。人格主義が比較的全面化しやすく、イスラームの服装規定などを認めると他の生徒の苦情に説明できなくなるので、認めない可能性が多くなります。

いずれにせよ、どの公立も入学できる点数を試験で出して、内申点の加味できる範囲でしか不合格にすることはできません。逆に言えば、気に入った子を点数等無視して入学させることもできません。違法行為になることはできませんし、訴訟の可能性がすることすることは内部でも相当の問題になります。行政で担当が気に入らない人を書類申請で落とすことは行政手続法で許されていません。公立高校は行政なので、行政手続法に従わなければなりません。（注釈2）よって、内申点を気にしない実力主義が全面化する高偏差値校であればあるほど、事前の面談で嫌われたとしても試験で合格点を取れば落とせません。また、かなり譲歩してくれるはずです。

#### ・学生の本分は勉強、そして交渉の意義とは？

わかってほしいのは学生の本分は勉強、イスラームの服装の交渉で悩むよりまず勉強して学力をつける。老婆心から助言です。純粋なニイヤで努力するものをアッラーが拒否なされることはなく、むしろ、お守りいただけます。一番重要なのは純粋なニイヤと努力と工夫！！交渉方法は包装紙のようなものです。

交渉する意義は、高校生のムスリムは将来会社で働いたり、海外の大学を受けたり、そこで就職したりするのだと思います。すると、自分で主体的に情報を収集して、スポンサーや試験機関にプレゼンや事前説明をする機会が当たり前になります。すると、この高校入試から入学、そして、その後の学生生活は自分のことを自立した個人として相手に伝えるよい機会になります。高校は義務教育の公立中学と違い、受験で学生を選ぶことができます。初めて選ぶのではなく選ばれる立場になるわけです。そこで、自己をアピールしたり、自分達の価値観やイスラームの規定を理解して頂いた上で先方に感受していただいたりできる能力は将来にわたってよい財産になっていくと思います。

#### ・交渉方法（公立高校側として認めやすいスタイル）

- ① 子供が主体的に交渉して、親は見守り、励ます。※学校が欲しいのは主体的な子。受身な子はいや。
- ② （例）のように箇条書きでA4一枚にまとめてきて、説明。
- ③ 内規や申し合わせ事項のような学校の一存（「裁量」という）で判断できないことをはっきりさせる。
- ④ 学校側の裁量である部分を見極め、後者について認めてもらう
- ⑤ 事前に電話等かけ、学校説明会の日等にアポイントを取り、説明の機会を持つ

ポイント：学校の裁量部分を見極めること。相手を責めるのは慎むこと。子供が主体的にイスラームという少数派の価値観を主体的に守り、勉強に努力している姿は誰も胸を打つ。国際的・多元社会のなかの学校側の寛容さに素直に感謝するのがコツ。礼節(アーダーブ)が一番大切です。

交渉方法は私立も一緒だが、内規より「校風」が何かをしっかりと把握し、その「校風」に服装規定やイスラームの規定が国際的や多元社会、または変人の集まりなどのキーワードで馴染むかを見極めること。

何度も言いますが、大切なのは純粋なニイヤと礼節(アーダーブ)、真摯な努力と工夫です。学生の本分は勉強です。勉強をしっかり頑張ること、しっかり学校を選べる立場になって、そのあとの学校選びです。交渉の時も、そこしか行き場がないのと、ほかに選択肢があるのでは気持ちに違いが大きく出ます。ただ、至高なるアッラーは純粋なニイヤで努力する者を蔑ろにはなされません。皆様にアッラーのご加護と祝福がありますように。アーミーン。

(例) ※あんまり練ってないので、もっとよい印象で効果的なまとめ方はあると思います。飽くまでまとめ方で形式ですので、心意気を優先してくださいね。すみません (A.Y より)

ムスリムとして学校に配慮していただきたいこと

#### 1 イスラームとは何か

- ・
- ・
- ・

#### 2 学校に認めて欲しいこと (規定)

- ・
- ・
- ・

#### 3 校則に反しないと思う理由について

- ・
- ・
- ・

#### 4 私にとってなぜイスラームの規定が重要なのか

- ・
- ・
- ・

#### 5 まとめ

- ・

以下、補足。

交渉方法の王道や、公立高校の本音や私立高校の本音の部分を説明し、うまく交渉する方法をまとめています。公立



高校の方が交渉しやすいので、公立高校のやり方を中心に説明しました。

これは一般論でしてケースバイケースで異なることは申し上げておきます。また、公立高校が嫌がるが結果的には通る方法も割愛しています。

・王道は事前交渉だが・・・

王道は事前交渉だと思っていますが、相手が交渉に乗り気でなさそうな機関であるかの目安として、県庁の県立高校担当課もしくは高校教育窓口で電話をして、一般論としてムスリム子弟が入学する場合にどの程度まで具体的に認めてくださるのかということを確認することができます。

・窓口の答えは公式見解・・・

窓口では公式見解（当たり障りのない解釈）を言うので、窓口で言った解釈は高校でいくら交渉しても「決まっていることですから・・・」と埒があかない（主管課の解釈にしたがうだけ）ということです。その場合は県立高校と交渉するのではなく、高校教育担当課と交渉する必要があります。ヒジャブや肌を隠すこと、礼拝やジウムアは校則違反に当たらない、なんら単位で問題にならないことを理解していただく必要があるのではないかと思います。

・窓口の感触で入学後に交渉も考えられる・・・

窓口での感触次第で、何もいわず入学試験で入学してしまってから、交渉してもいいのかと。理由を後述しますが、よっぽどのことでないと単位の不利益、ましてや退学はありえないと思います。その場合でもトラブルを避けるために入学確定後すぐに説明の機会を持つといいかと思えます。

・校則などの法律事情・・・

実は校則は法律でないので、学校の裁量です（注釈3）。申し合わせも内規もその地方自治体の解釈によるマニュアルです。生徒への指導は行政指導の域を出るものでありません。法体系の秩序を壊すということにはならないと思われれます。合格したら、本当はどうにでもなります。合格した人間を校則に合致しないということで、退学にすることは相当の理由がないとできません。権利を奪う行政処分は条例化して、法律で定められた手続きを踏まないといけないからです。イスラームを遵守することを校則違反とするのはかなり無理のある立場を学校が取っていることをわかった上でやわらかく認めていただくのがよいと思っています。ムスリム故に退学処分というのは、社会通念上（国際社会を目指す日本・・・）問題になります・・・。故に公立は交渉しやすいのです。

「決まっていることですから」と服装規定や礼拝を認めないとさすがにまずいと行政職員の本音としてアラームがなります。「法秩序をおびやかすもの」でないことも明白ですし、一つの宗教だけを優遇する施策でもありません。

・役人の本音を言えば、実はイスラームの規定をさせないことはできない・・・

すると訴訟になり行政側が負ける可能性が高い気がします。体育（剣道）を宗教上の理由で休んで単位を認めず退学処分した剣道実技拒否事件（H8. 3. 8）で行政側は「社会通念上著しく妥当を欠く処分」「裁量権の範囲を超える違法なもの」ということで敗訴しているからです。この事件は公務員試験や法律資格試験の憲法と行政法によく出る判例です。（注釈4）

ビズニッター、時代が経るに従って、地方公共団体は解釈の足並みを全て認める方向で揃え始め、イスラームの規定はやりやすくなると思います。

アッラーに満足します。アッラーは最良の保護者です。

## 注釈

(注釈1) 細かいことは教えていただけませんでしたが、中学校の内申書は通知書と担任等教師の評価によりつけられると教師の知り合いから聞きました。また、通知書は中間考査と期末考査及び意欲や出席数等をもとに、5段階で絶対評価されるとのことです。文部科学省、地方自治体教育委員会等のサイトを見ても矛盾はないので、そういうものなのだと思います。まず、中間考査と期末考査は学校それぞれでテスト問題が異なり、さらにテストの平均や順位と関係なく、点数で決まる絶対評価です。その時点で、出身中学の違いが出てしまい、客観的な指標になりにくいのです。例えば、テストが簡単な学校の内申書は高くなってしまいます。さらに、担任等教師の意欲等の評価が加わるのですから、さらに主観的なのです。主観と客観の違いは実を言うと難しいのですが、ここでは誰が見ても明らかな数値で示される指標を客観とし、それぞれの出身校と担任でまちまちになりがちで統合して比較しにくい指標を主観としています。公立高等学校入学考査といわれる公立高校入試はそれぞれの都道府県下の学生が今までのデータ解析と学習指導要領を踏まえた上で作成された同一の問題を解いた上での点数評価なわけですから、その意味でもっとも客観的な指標です。学生の出身校の中間考査や期末考査の問題は高校において把握できませんし、出身校の実態もよくわかりません。その意味で内申書は主観的なのです。

(注釈2) 公立学校は行政財産のうち「公の施設」であり、学校長にしろ、学校の先生も、行政です。学校教育法と教育基本法並びに関連法令に従うと同時に、それらの法令に例外的手続きが定められてない限り、行政手続法に定められた手続きを踏んでいく必要があります。行政指導というのは、強制力を伴わない「お願い」のことです。行政処分とは権利を制限等したり、義務を課したりすることで、強制力を伴います。後者は法律の根拠ができないとできません。地方公共団体で言えば、「条例」で規定されていないとできません。

以下、関連する条文を挙げておきます。

「行政手続法第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」

簡単に意味をいうと、書類を机の中に入れ放しにしたり、申請を握りつぶしたりするなということ、そして逆に形式上の要件に合致しないものを受理してはいけないということです。

「行政手続法 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。」

要は、退学処分（行政処分）をするには、数量的指標（テストの点数など）や相当の客観的指標がいるのです。

(注釈3) 校則は法律ではないについて。校則自体は法律上の根拠を持つものでなく、校則違反したから退学等の行政処分になるものではないということです。校則は学校の自治権に基づいて裁量で定めるものでそれ以上ではありません。私立の場合、自治権が公立よりも大きく認められています。私立は選ばなければいいからです。しかし、公立は公教育である以上、選ばなければいいという問題にはなりません。ムスリムであろうが、少数民族であろうが、国民等である場合、教育の機会の均等がないといけない事情があります。ジュームアで休んで単位が取得できず、進級できない、もしくは卒業できないというのは、何らかの代替措置ができなかったのかということ問われる可能性が行政側にあります。法律で規定されていることですらそうなのなら、ましてや、校則は言うまでもないと思われれます。

(注釈4) 剣道実技拒否事件について、最高裁判例のサイトを紹介しておきます。地方裁判例も高等裁判判例も興味深いとても有名な判例です。憲法における「精神的自由権」と行政法における「行政処分」に関わる判例だからです。起訴する側を原告と言ひ、される側を被告と言ひます。生徒側が原告で行政が被告です。地方裁判所における第1審では原告(生徒側)が敗訴でした。原告(生徒側)は高等裁判所に「控訴」しましたが、その第2審は原告(生徒側)の逆転勝訴になりました。被告(行政側)は最高裁判所に「上告」をしますが、「棄却」(簡単に言うと門前払い)となります。審理の結果、第2審を支持し、「上告」を退け、判決は確定しました。

<http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/24-3.html>

沢山の情報をお寄せいただいた皆さんにアッラーの良き報奨がありますように

ジャザークムッラーフ ハイラー

日本のムスリムの子どもたちに、すべてのことが可能なアッラーのご加護とご援助がありますように